

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県中間市大字垣生1625番地の1

氏名 有限会社美浄社
代表取締役 太田 和典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和 2 年 10 月 6 日
(2020 年)許可の有効年月日 令和 7 年 10 月 5 日
(2025 年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—
汚泥	—	—	—
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	—	—	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成7年（1995年）10月6日付けで新規許可
- (2) 平成12年（2000年）9月13日付けで更新許可
- (3) 平成17年（2005年）10月3日付けで更新許可
- (4) 平成22年（2010年）4月30日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：太田 藤彦）
- (5) 平成22年（2010年）10月6日付けで新規許可
- (6) 平成27年（2015年）10月9日付けで更新許可

(裏面に続く。)

(裏面)

(7) 令和2年(2020年)9月28日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県中間市大字垣生1625番地の1
氏名 有限会社美浄社
代表取締役 太田 和典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和 2年10月 6日
(2020年)

許可の有効年月日 令和 7年10月 5日
(2025年)

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成7年（1995年）10月6日付けで新規許可
- (2) 平成12年（2000年）9月13日付けで更新許可
- (3) 平成17年（2005年）10月3日付けで更新許可
- (4) 平成22年（2010年）4月30日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：太田 藤彦）
(裏面に続く)

(裏面)

- (5) 平成22年(2010年)10月6日付けで更新許可
- (6) 平成27年(2015年)10月9日付けで更新許可
- (4) 令和2年(2020年)9月28日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。